

## **第5節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）**

本条は、法第22条第4項の規定に基づき、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について規定したものであり、条例第25条（たき火）に対して特別規定の関係にあることから、火災に関する警報の発令中にあつては、本条が優先適用される。

なお、本条の規制を受ける者は、本条の制限行為を自ら行おうとする者である。また、本条の規定に違反した者については、法第44条の罰則（30万円以下の罰金又は拘留）が適用される。

- 1 「火災に関する警報」とは、法第22条第3項の規定に基づき、市長が発するものである。この警報は、風、湿度等気象の状況が火災予防上危険であるとして、気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長若しくは測候所長から知事を通じて通報があつたとき、又は市長が気象の状況からみて、火災予防上危険であると認めたときに発令される（同条第1項から第3項まで）。
- 2 火災警報の発令基準は、うるま市火災条例施行規則（この節において、「施行規則」という。）第11条に規定されている。なお、気象業務法（昭和27年法律第165号）の規定に基づき、市町村に対し、都道府県の機関を通じて気象官署から気象注意報等が発せられるが、これは、ここにいう「火災に関する警報」とは法律上別のものである。したがって、乾燥注意報、強風注意報が発せられた場合においても、法第22条第3項の火災警報が発せられない限り、本条の規制が及ぶものではない。
- 4 法第23条は、気象条件にとらわれない平常時における「たき火」及び「喫煙」の規制であるが、本条は火災警報発令中において、屋内における裸火の使用から屋外における火入れ等に至るまで、多岐にわたっており、火災の出火源となり易い危険性のある火の使用を制限している。
- 5 施行規則第1号に規定する「火入れ」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項に規定する火入れをはじめ、原野、堤防等において、ある区域内の草木等を焼却除去しようとする行為の全てをいうものである。
- 6 施行規則第2号に規定する「煙火」には、玩具用煙火も含むものである。

第5節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）

- 7 施行規則第3号及び同則第4号に規定する「屋外」とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。
- 8 施行規則第3号に規定する「火遊び」とは、火の持つ本来の効用を利用するだけでなく、単に好奇心を満足させるため、火を使い又は漫然と退屈しのぎ等のために火を燃やす行為をいう。
- 9 施行規則第3号に規定する「たき火」及び同則第4号に規定する「引火性又は爆発性の物品」については、「条例第35条【解説及び運用】」を準用すること。
- 10 施行規則第6号に規定する「残火」及び「取灰」とは、いずれも何らかの火を使用する行為があった後に残されたものである。